

## 公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2017年3月時点）

### 一．改善勧告

#### 1 学生の受け入れ

1) 過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均について、先進理工学部物理学科が1.24と高く、また、収容定員に対する在籍学生数比率について、教育学部が1.25、同国語国文学科、同社会科、同理学科、同複合文化学科がそれぞれ1.30、1.29、1.22、1.26、先進理工学部物理学科が1.30、同化学・生命化学科が1.21、社会科学部が1.34、人間科学部が1.22、同人間環境科学科、同人間情報科学科がそれぞれ1.25、1.24と高いので、是正されたい。

貴大学の定員管理については、前回の本協会による大学評価を受けた際に「勧告」として指摘し、改善状況の報告を求めたが、十分な改善には至らなかった。このため、今回の大学評価でも、その再報告を求めるものの、依然として、教育学部においては、定員管理が適切に行われていないので、早急に是正されたい。

大学全体	入学定員に対する入学者数比率および収容定員に対する在籍学生数比率については、1.00に近づけるようにしたい。収容定員に対する在籍学生比率は標準修業年限以内で卒業できない学生（以下、「延長生」と言う）が比率を上げる要因の1つになっている。本学では、卒業（修了）判定を厳格に行い、学位の質保証に努めていることから、延長生となる学生がいる。しかし、延長生の中には修学上の問題を抱えている学生もいるが、本学では教務主任合同会で対応の検討を行っている。一方で、延長生の中には、留学等の積極的な活動を理由に延長生になった学生や卒業要件を満たしているものの就職活動や当該学生の学習活動の事情により自発的に延長生となった学生も含まれている。
教育学部	入学定員に対する入学者数は2014年度1.14、2015年度1.02、2016年度1.08と特に2015年度以降は改善してきている。収容定員に対する在籍学生数比率は、学生生活委員会による学生支援体制を2013年度より見直した結果、2014年度1.24、2015年度1.21、2016年度1.20と改善しつつある。 なお、2016年度（5月1日現在）在籍者数4623名のうち延長生は414名、うち留学等の積極的な活動を理由とする学生は54名である。

公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2017年3月時点）

先進理工学部	従来から入学者数比率ならびに在籍学生数比率が高くならないよう努力している。しかし、入学試験合格者のうち入学手続きをとる者の割合が年度によりかなり変動し、想定を超える入学者数となる場合があったので、今後、さらに適正な比率となるよう是正を図りたい。化学・生命化学科は定員60名に対して修業年限を超えて在籍している学生（以下、「延長生」という。2016年5月1日現在）は27名であり、応用物理学科は定員90名に対して延長生数は28名である。両学科ともに、在籍学生数比率を押し上げる要因になっているので今後是正を図りたい。																														
社会科学部	<p>収容定員に対する在籍学生数比率が高いことは問題であると認識している。入学者数をできるだけ定員に近づける施策を実施してきた。この結果、定員に対する入学生の比率は下表のように改善されてきた。同時に、4年間で卒業するよう成績不振者に対するサポート体制を一層充実させてきた。きめ細やかな指導によって延長生数を減らすことにより、適正な比率となるよう努力している。留学を経験した学生のなかには、就職活動との関連も含め4年間で卒業しないケースも現れている。留学を希望する学生に対する指導も強化したい。</p> <p>【入学定員に対する入学者数比率】※入学定員630名</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th><th>2012年度</th><th>2013年度</th><th>2014年度</th><th>2015年度</th><th>2016年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入学者数比率</td><td>124.3%</td><td>110.6%</td><td>117.3%</td><td>114.8%</td><td>107.9%</td></tr> </tbody> </table> <p>【在籍者数に対する延長生比率】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th><th>2011年度</th><th>2012年度</th><th>2013年度</th><th>2014年度</th><th>2015年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延長生比率</td><td>29.1%</td><td>25.0%</td><td>25.9%</td><td>24.0%</td><td>23.6%</td></tr> <tr> <td>延長生比率（留学学生除く）</td><td>26.8%</td><td>21.7%</td><td>20.2%</td><td>20.4%</td><td>22.3%</td></tr> </tbody> </table>		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	入学者数比率	124.3%	110.6%	117.3%	114.8%	107.9%		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	延長生比率	29.1%	25.0%	25.9%	24.0%	23.6%	延長生比率（留学学生除く）	26.8%	21.7%	20.2%	20.4%	22.3%
	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度																										
入学者数比率	124.3%	110.6%	117.3%	114.8%	107.9%																										
	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度																										
延長生比率	29.1%	25.0%	25.9%	24.0%	23.6%																										
延長生比率（留学学生除く）	26.8%	21.7%	20.2%	20.4%	22.3%																										

公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2017年3月時点）

人間科学部	過去5年の入学定員に対する入学者数比率は1.10～1.12であり、一般入試及びセンター利用入試の定員管理は入学定員に近づきつつある。しかしながら、在学生に占める延長生の割合が高くなっていることから、収容定員に対する在籍学生数比率はそれよりもやや高くなっている（1.16）。2015年度末での延長生は117名（2013年度末の161名から44名減）である。ちなみに延長生の約2割は、留学等の積極的な理由によって延長生になっている学生である。なお、それ以外の理由による延長生に対しては、これまで以上に、クラス担任教員、教務担当教務主任、学生担当教務主任を中心として、個に応じたきめ細かい指導を行う予定である。
-------	--

## 公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2017年3月時点）

### 二. 努力課題

#### 1 理念・目的

- 1) 全学部・研究科において、学部、研究科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が「学則」などに定められていないので、改善が望まれる。

大学全体	2015年度に学則別表において、各学部・研究科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を明記した。
------	---

## 公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2017年3月時点）

### 二. 努力課題

#### 2 教育内容・方法・成果

##### （1）教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1) 法学部、法学研究科、日本語教育研究科、情報生産システム研究科および会計研究科において、学位授与方針に、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果を示していないため、改善が望まれる。

法学部	<p>ディプロマ・ポリシーに「課程修了にあたり習得することが求められる知識・能力の学習成果について示していない」ことの改善が求められたが、そのような知識・能力自体はカリキュラム・ポリシーに示されているうえ、卒業単位数以外に定量化された具体的な学習成果は課程修了の要件となっていないため、ディプロマ・ポリシーには記載していない。</p>
法学研究科	<p>「学位授与方針に、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果を示していない」との指摘であるが、点検評価報告書にも記載しているとおり、本研究科では、ホームページ等を通して「卒業認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）」を公表しており、そこでは「修了認定が学位（修士または博士）の取得であることに鑑み、修士課程及び博士後期課程について、学則に基づき設けられた修士学位認定の内規及び博士学位認定の内規に従い、各学位を授与するものとする。」と明言している。課程修了にあたって求められる成果は、修士論文ないし博士論文であり、その具体的内容は、新たな知見の獲得を目指す研究論文の性質上、きわめて多様であり、研究科全体の「方針」における説明に適さない。（なお、本研究科のホームページには、「専修からのメッセージ」として各専修から、具体的なコメントをも付している。さらには、シラバスも公開している。専門領域ごとの具体的な記載は、むしろかのような形式での開示が望ましいはずである。）</p> <p>指摘は、かような研究成果に当然含まれる、前提知識の部分を、「学習成果」として括り出して、「卒業認定に関する方針」として別記せよという趣旨であろうか。研究者養成を志向するプログラムの卒業認定に関する「方針」の説明として、研究成果と別にそのような学習成果を記載することにどれほどの意味があるか、疑問に感じる。そのような記載に、現在および将来の大学院生への周知として教育上の効果があるか否かを含め、今後の検討課題としたい。</p>

公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2017年3月時点）

日本語教育研究科	<p>今回の指摘を踏まえ、下記の通り、学位授与方針を見直した。</p> <p>早稲田大学の総合性・独創性を生かし、体系的な教育課程と、全学的な教育環境と学生生活環境のもとに、多様な学問・文化・言語・価値観の交流を育み、地域社会に主体的に貢献できる人材を育成する。</p> <p>日本語教育研究科では、ますます多言語化・多文化化する社会状況の中で多様な言語・文化背景を持つつつ日本語によるコミュニケーションを学ぶ学習者のための言語教育を、そしてそのような言語教育が実現できる社会の構築に貢献できる人材を育成することを目指している。</p> <p>修士課程では、日本語の特性や言語活動、コミュニケーション、言語習得と言語学習、言語教育と社会など、「日本語」、「学習と教育」、「社会」という日本語教育学の三領域の重なりを深く理解し、日本国内外の教育現場における実践研究から日本語教育学を体系的に、かつ実践的に学ぶ。そのことを通じて、日本語教育学の高度な専門性を備えた実践的な専門家を養成する。</p> <p>博士後期課程では、日本語教育学の高度な専門性と実践力に加え、日本語教育学をさらに発展できる研究能力を有する実践研究者の養成を主眼とする。</p>
情報生産システム研究科	<p>本研究科のディプロマ・ポリシーの部分に下記のような記述を入れることをもって改善を図りたい。</p> <p>大学院情報生産システム研究科は、『学の独立』と『進取の精神』という早稲田大学建学の精神にもとづき、アジアの科学技術創造に向けた諸問題を解決すべく、アジア太平洋地域との共生の精神を持ち、グローバルかつローカルに学際的な研究を推進できる専門家、研究者の育成を目指している。世界各地の異なる言語や文化を乗り越えた『ものづくり』、『情報』そして『集積システム』に関わる技術を総合的にとらえた情報生産システムに関わる工学の知見の創造とその実践に貢献できる人材に対して学位を授与する。</p>

## 公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2017年3月時点）

### 会計研究科

今回の指摘を踏まえ、本研究科では次の通り、下線部について学位授与方針の見直しを行った。

当研究科が授与する学位は、「会計修士(専門職)」である。

当研究科では、社会の各方面で活躍する高度な会計の専門家としての能力を身につけるべく、それぞれのコースについて、在学年数と修了要件単位数が定められている。会計専門コースでは、2年以上在学し、所定の60単位を取得することによって所定の教育課程を修了することとなる。高度会計専門コースでは、1年以上在学し、所定の48単位を取得し、専門職学位論文を提出し合格することによって、所定の教育課程を修了することとなる。国際会計専門コースでは、2年以上在学し、当研究科所定の39単位およびハワイ大学マノア校アカウンティング・スクール所定の21単位を取得することによって、所定の教育課程を修了することとなる。(以上)

また、今般の学校教育法施行規則の改定を踏まえ、2016年10月の運営委員会において三つのポリシーを一貫性のあるものとして見直しを行った。

#### ＜ディプロマ・ポリシー＞

早稲田大学は、『学問の独立』、『学問の活用』、『模範国民の造就』の建学の理念のもとに、学生自らが知識と知恵を学び取る仕組みと環境を用意し、時代を先導する高等教育の場を実現する。

当研究科は、とりわけ『学問の活用』の理念を基盤として、学問と実務の融合を旨とし、会計専門家として必要な高潔な倫理観を備え、会計の高度な専門知識・能力およびビジネス分野における幅広い能力を有する人材を育成することを教育の理念とする。

早稲田大学の「会計学」には古い伝統があり、数多くの公認会計士や企業の会計担当者を輩出してきた。この伝統に裏打ちされた豊穣な礎の上に、現代に必要とされる能力を有した会計専門家を養成するため、わが国における最高水準の教授陣および施設を備え、そこで最高水準の会計教育を提供することが当研究科の使命である。

当研究科では、社会の各方面で活躍する高度な会計の専門家の養成を目標としたプログラムのもと、所定の教育課程を修了した者に、「会計修士（専門職）：Master of Business Administration」の学位を授与する。

## 公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2017年3月時点）

### 二. 努力課題

#### 2 教育内容・方法・成果

- (1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針
- 2) 文学研究科において、教育課程の編成・実施方針が、学位授与方針の内容となっているので、教育内容、教育方法などに関する基本的な考え方をまとめた方針を定めるよう、改善が望まれる。

文学研究科	<p>2016 年度から以下のように教育課程編成方針の見直しを行い、新しい3つの方針を研究科要項、ホームページに掲載。</p> <p>教育課程編成方針 (Curriculum Policy)</p> <p>本研究科は人文科学専攻の下、修士課程・博士後期課程 20 コースから構成されており、各コースの専門性に対応する研究指導、演習、研究、特論をそれぞれ設けている。これに加えて、共通科目として、講義と外国語を置く。修士課程の修了要件は、各コースの定めに従って 32 単位を取得することであるが、他コース設置科目・共通科目（講義）については 14 単位、本学他研究科設置科目・大学院全学共通設置科目・大学院生開放科目・協定大学院科目については 10 単位までの取得が認められる。</p> <p>国内 8 大学の大学院と交流の協定を結び、これらの大学院が設置する講義・研究指導を受けることが可能な態勢も整えている。海外諸国の有名大学等との間で結ばれている数多くの協定に基づき、学生個々の研究上の必要に応じて海外諸国の大学院で研鑽を積めるよう、多彩な留学プログラムも用意している。</p> <p>こうしたカリキュラム構成の下、修士課程においては、専門の知識を体系的に修得し、それを実践に結びつける力を形成することが求められる。博士後期課程においては、指導教員の研究指導の下に、いっそう専門性の高い知識を身につけながら、学位論文を完成させることが目標となる。さらに指導教員（副）も置き、学生の研究の方向性について、より客観的な助言が得られる制度も設けている。</p>
-------	---

## 公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2017年3月時点）

### 二. 努力課題

#### 2 教育内容・方法・成果

##### （2）教育課程・教育内容

- 1) 政治学研究科、基幹理工学研究科、創造理工学研究科、先進理工学研究科、スポーツ科学研究科以外の博士後期課程においては、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせたカリキュラムとはいえないで、課程制大学院制度の趣旨に照らして、同課程にふさわしい教育内容を提供することが望まれる。

経済学研究科	本研究科では、その後、2013年度に修士及び博士後期課程の5年間に亘る一貫教育のカリキュラム改革を行っており、5年一貫教育の観点からコースワークとリサーチワークの積み上げについてより一層制度として明確化するに至っている。
--------	--

## 公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2017年3月時点）

法学研究科	<p>博士後期課程のカリキュラムを、「コース・ワーク」と「リサーチ・ワーク」に分けて説明する論法は、少なくとも法学系ないし社会科学系の研究者養成を目的とする大学院のあいだで必ずしもコンセンサスのあるものではないように思われる。現時点で、他大学の公開資料をみると、その意義は必ずしも一致を見ておらず、本研究科が数年来使用してきた「コース・ワーク」の概念を、「リサーチ・ワーク」との用語で捉えている大学も存在するようである。</p> <p>本研究科で現状の「コースワーク」には、合理性があるものと考えている。法律学の研究では、理科系とは異なり、集団での実験を伴う実習やフィールドワーク等の実習は、一部特定の専攻（法社会学等）で例外的にありうる（ただし、そのフィールドワークも、定型的なものではなく、大学院生各自の研究テーマによる）のを除き、不要である。圧倒的大多数の大学院生に求められるのは、研究生活の最初期に裁判例や先行業績の講読を通じ、基本的な手法を知った上で、自らの研究テーマについて文献を涉獵し考察を進め単著の論文の執筆を進めることが重要である。学外・学内を問わず、多くの法学者に説かれてきたように、自らの研究テーマについて論文の作成のためのまとまった時間をとることこそが、最重要の研究環境である。このような法学研究の実践から導かれたポリシーのもと、本研究科は、修士論文の執筆の機会を通して、研究の基本的手法と自らの研究テーマをすでに獲得している博士後期課程の大学院生への干渉を極力排する方向で制度設計を行ってきた。すなわち、博士後期課程の大学院生に対しても定期的な研究指導を行うと同時に、必要に応じて基本的研究手法の確認を行わせるために講義ないし演習科目への出席を促すが、学位取得の要件としての単位取得を排し、研究テーマに関連のない授業への定型的な出席義務の負担を排除することで、大学院生自らの研究時間の確保に資するような制度設計を行ってきた。このような基本方針は、MD一貫制の導入においても貫かれている。また、研究指導に基づいて自らの研究を進める基本設計は、指摘にある「課程制大学院制度の趣旨」にも合致する。本研究科では、かのような法学研究の実態を熟慮した研究環境重視の基本設計を前提に、必要十分のコースワークを課する趣旨で、コースワークに力点を置いた課程の説明をしている。</p>
文学研究科	カリキュラムの内容については十分なものと認識している。研究科要項への記載方法の見直し等で、さらに学生にわかりやすい内容にすることを検討する。

## 公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2017年3月時点）

商学研究科	本研究科博士後期課程では、修士課程に相当する教育課程での学位取得を入学の条件としている。それゆえに、修士課程相当の教育課程における科目履修がコースワークに相当すると考えている。また、2014年度より修士課程において専修ごとの必修科目を設置し、それらの科目においてA以上の成績を修めるか、博士後期課程入学試験における専門科目試験に合格することを博士後期課程入学の条件に加えており、この点でも修士課程におけるコースワークと博士後期課程におけるリサーチワークの連動性を高めている。さらに、2016年度博士後期課程入学者より、修士課程における必修科目「統計基礎」でA以上の成績を修めることを博士学位申請論文提出要件に加えることを決定しており、この点でも、修士課程が博士後期課程のコースワークであるという性格づけがより明確になっている。
教育学研究科	博士後期課程では、その性格からしてリサーチワークが主体となるが、自己の研究指導教員以外の指導を1年間にわたって受ける「複合履修制」を設け、幅広い内容のコースワークをリサーチワークに活かせるようなカリキュラムをとっている。ただし、研究指導が中心となり演習科目以外の授業科目が設定されていないため、博士後期課程としての望ましいカリキュラムのあり方について今後さらなる検討を行いたい。
人間科学研究科	現行のカリキュラムではコースワークが明確に設定されていないが、実際に行っている研究指導を必修の専門ゼミとして単位化すること、独自性が高い本研究科のプロジェクト科目（最新のトピックに関する複眼的、学際的理解を目指す科目）を必修科目として単位化することを検討している。加えて、研究倫理教育の独自のプログラムを実施すべく、準備に着手した。また、リサーチワークとの組み合わせとして、専門ゼミの成果の公表を行う公開発表会（学術学会の口頭発表を含む）を義務化することを検討している。

## 公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2017年3月時点）

社会科学研究科	博士後期課程は、指導教員に加えて副指導教員による研究指導を基本としており、それに従って学生自身の自発的な研究活動がなされている。これにより、研究に十分な時間を割いて学位論文の完成に専念できる環境を整えている。研究上必要な場合は指導教員の許可を得て修士課程設置の講義科目を履修することもでき、幅広い分野についての研究を進めることができある。近年、本研究科では、社会人学生の減少と留学生の増加の傾向が見られ、これに対応して教育課程の編成方針も見直していくべきだとの意見も一部にあるため、コースワーク制度も含めて、今後の方向性を諸会議体において広く議論していく必要がある。
アジア太平洋研究科	本研究科においては、本学の他の多くの研究科と同様に、博士後期課程は修士課程の講義科目の履修を前提とした指導教員の指導と学生の自発的な研究活動によって成り立つものと考えており、そのため、研究に十分な時間を割いて学位論文の完成に専念できる環境を整えていることから、これまで必修科目としての講義科目を設置してこなかった。一方、研究上必要であると指導教員が判断した場合には、修士課程に設置されている講義科目を履修させ、学生に対して個別にコースワークを組み合わせた指導を行っている。本研究科としては博士後期課程においては現状の個別のニーズに応じたコースワークとリサーチワークの組み合わせが効果的なものと考えるが、今回の努力課題としてのご指摘を受けて、コースワークとリサーチワークの関係について再度検討を行いたい。なお、最初のコースワークとして「研究倫理概論」を2015年度から博士後期課程の必修科目とし、この科目を受講した者のみが博士論文提出資格を得ることとする。

公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2017年3月時点）

国際情報通信研究科	<p>博士後期課程は、修士課程の講義科目の履修を前提とした指導教員の指導と学生自身の自発的な研究活動によって成り立っており、その為、研究に十分な時間を割いて学位論文の完成に専念できる環境を整えていることから、必修科目としての講義科目を設置していない。しかし、研究上必要であると指導教員が判断した場合には、修士課程に設置されている講義科目を履修することができ、学生に対して個別にコースワークを組み合わせた指導を行っている。</p> <p>また、2014年度からは文部科学省博士課程教育リーディングプログラム「実体情報学博士プログラム」に基幹理工学研究科、創造理工学研究科、先進理工学研究科、情報生産システム研究科、環境・エネルギー研究科とともに参加する。同プログラムに进入した学生には修士・博士後期課程5年一貫教育の中で必修・选択必修科目30単位を含む合計50単位以上の科目履修を課す。同プログラムへの参加により、学生の适性・希望等に応じてコースワーク主体のカリキュラムとリサーチワーク主体のカリキュラムを実施できると考えている。</p>
日本語教育研究科	<p>本研究科の博士後期課程は、他の研究科同様、通常3年間の研究指導（主指導・副指導教員による）を経て博士論文を提出するシステムを採用しているが、必要に応じ、修士課程に設置されている演習、実践研究、理論科目の受講を認めることで課程制大学院制度の趣旨を生かしている。また、博士学位申請論文提出の要件として、本学では「研究倫理概」等の受講が義務付けられているが、本研究科においては、修士課程設置の「日本語教育学演習Ⅰ」の「研究倫理」の授業を受講するあるいは、Course N@vi「博士課程研究ポートフォリオ」に掲載されている「日本語教育学演習Ⅰ「研究倫理」」の講義動画の視聴と「日本語教育学演習Ⅰ「研究倫理」」で使用した資料を熟読することを義務付けている。</p> <p>なお、コースワークとリサーチワークを明確に分けたカリキュラムをデザインすべきだという指摘は、個別箇所ごとによる創意工夫というよりは、むしろ、今後、文部科学省や博士後期課程を設置している大学院を含めた、全体の教学検討課題ではないかとか考える。ただし、人文系の大学院は、理工学系や医学系と比べ、博士学位の認定数が圧倒的に少ないという現状を鑑みた場合、研究科それぞれが、学位認定までのプロセスをシステム化する作業が急務であると認識している。</p>

公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2017年3月時点）

情報生産システム研究科	<p>博士後期課程のカリキュラムとして明確にしていなかった下記の点を、再確認することとした。</p> <p>-----</p> <p>博士後期課程においては、専門必修科目は設置せず、各自博士論文の研究に必要と考える専門講義科目や演習科目を研究科設置科目群から広く履修できる制度になっている。</p>
環境・エネルギー研究科	<p>本研究科では、博士課程5年のうち区分制博士課程の前期2年の「修士課程」において、大学院設置基準に則って30単位以上の履修を義務付けている。そのため、この「修士課程」の修了を出願資格としている区分制博士課程の後期3年の「博士後期課程」では、講義科目の必修を設定していない。博士後期課程は、修士課程の講義科目の履修を前提とした指導教員の指導と学生自身の自発的な研究活動を中心に成り立っており、その為、研究に十分な時間を割いて学位論文の完成に専念できる環境を整えていることから、あえて必修科目としての講義科目を設置していない。しかし本研究科では、博士後期課程においても研究科内に設置された講義科目についてはその担当教員の了解のもと聴講することが出来る仕組みをとっている。また、国内外での研修・調査の実施や国際的な環境法制・環境ビジネス等の科目の履修によって、国際環境リーダーの資格取得が可能なコースも設けている。さらには、研究・教育面のさらなる高度化を目指し、独自の教員共同指導体制を探っている。当共同指導は、学位論文の主査・副査予定者だけでなく、研究科所属の全教員から在学年数すべてにわたって直接指導を受ける事の出来る演習的内容となっており、とくに教育面で良い成果をあげている。</p>

## 公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2017年3月時点）

### 二. 努力課題

#### 2 教育内容・方法・成果

##### （2）教育課程・教育内容

2) 政治学研究科、経済学研究科、基幹理工学研究科、創造理工学研究科、先進理工学研究科および社会科学研究科それぞれの修士課程において、学部の授業科目のうち、「後取り履修制度」において履修が認められたものに関して、成績評価方法などを課程ごとに明確に区別していないなかで、修了要件単位として認定していることは、教育の質保証の観点から改善が望まれる。

政治学研究科	主に海外の大学を卒業した者に対する補完的科目の位置づけとして、今後その扱いを明確にするよう努める。 2015年度より修了単位として認定しないよう、制度を変更した。
経済学研究科	主に海外の大学を卒業した者に対する補完的科目の位置づけとして、今後その扱いを明確にするよう努める。 2015年度より修了単位として認定しないよう、制度を変更した。
基幹理工学研究科	本研究科修士課程の在学生が、主に他分野や他専攻の学部設置科目を履修することができる「後取り履修制度」は、学生が自らの専門知識を拡充させるだけではなく、研究の進展や幅広い専門知識を有する人材を育成するという当該研究科の理念に合致するもので、履修者数は少ないが有用な制度であると考えている。「後取り履修制度」によって履修が認められている学部設置科目は、その内容や評価方法などの詳細が学部要項やシラバスによって広く公開されており、後取り履修している学生に対しても同様の基準で成績評価・単位認定が厳正に行われている。しかし、履修の基準や単位認定が専攻によって基準がまちまちであるため、本研究科内では積極的に履修は推進する方向を維持しながら、修了要件単位数には算入しないことを専攻主任会で決定した。

公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2017年3月時点）

創造理工学研究科	本研究科では、建築学専攻、経営システム工学専攻、経営デザイン専攻、地球・環境資源理工学専攻において後取り履修科目の修了単位への算入を認めている。このうち建築学専攻については、グローバルエデュケーションセンターが設置している副専攻カリキュラムのテーマスタディ「都市・地域研究」の構成科目が対象科目と設定されており、また、他大学出身者向けに補習の意味も持たせていることから、一般的な後取りとは異なる形態をとっている。他の専攻は、修士課程における研究内容が学際的であることから、異分野融合の重視あるいは他の関連領域の基礎科目修得の必要性があり、そのために後取り履修を奨励しており、大学院学生の学習効果を高めている。ここ数年の後取り履修の学生数は多くはなく、いずれも指導教員からの指導で履修科目を決定していることから、質保証にはむしろ効果を上げていると言える。しかし、修了要件単位としての認定については是正を図り、今後は単位認定を行わないこととする。
先進理工学研究科	本研究科では、学部課程教育でのバックグラウンドの異なる多様な学生を受け入れているため、修士課程進学後の学生の教育・研究のために、後取り履修制度を必要としている。しかし、修了要件単位としての認定については是正を図っており、現在は単位認定を行っていない。
社会科学研究科	学部設置科目の履修については、大学院での研究上必要となる場合に指導教員の許可を得たうえで履修を認めていく。2015年度入学者より修了要件単位として認定しないことが研究会運営委員会（2014年7月）において承認された。

## 公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2017年3月時点）

### 二. 努力課題

#### 2 教育内容・方法・成果

##### （3）教育方法

- 1) 1年間に履修登録できる単位数の上限が、商学部のダブルディグリーによる入学生において 60 単位と高く、基幹理工学部、創造理工学部および先進理工学部において 54 単位と高く、社会科学部では3年次編入学生の4年次において、56 単位と高いので、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。

商学部	2014 年度からの新カリキュラムも踏まえ、国立台湾大学と調整を行い、登録制限単位数の上限を 48 単位（半期 28 単位）とした。
基幹理工学部	本学部では副専攻制度を採用しており、多様な進路を提供している。この制度をより一層推進するため、卒業必要単位数のうちの「その他」科目群の単位数の拡大、および、それに伴う学科専門選択科目等の卒業単位数の低減とカリキュラムのスリム化を検討している。「その他」科目群は副専攻のみにとどまらない学生の多様な学習に応えるための枠であり、これにより 54 単位の上限のうちの一定割合は意欲のある学生に応えるものとして位置づけ、同時に上限単位数の低減も実現する方向で単位制度の改善を図る。

公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2017年3月時点）

創造理工学部	本学部の各学科は高校までに修得しない実学に関連する科目群を1年次より教育しており、特に低学年における専門科目のカリキュラム編成上、取得すべき単位数が多くなるざるを得ない状況が発生することがある。ただ、学生の学年別の負担にばらつきがあることから、各学科において学年ごとの取得単位数を平均化する工夫を取り組んでいる。その結果、徐々に負担が平均化されつつあり、早急に50単位未満と明記できるように改善を図る。
先進理工学部	単位制度の趣旨に照らして、2018年度から50単位未満とするよう改善を図る。
社会科学部	3年次編入学生の4年次の履修単位が高いことは、本学部内でも問題として認識しており、改善に向けて委員会などで検討を重ねてきた。その過程で、当入試制度を経て編入学する学生が、本学部の期待する水準に達していないことが数年続いている等、制度自体の問題点もいくつか浮かび上がってきた。これを受け、2015年度をもって本入試制度による学生募集を停止することを決定した。

## 公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2017年3月時点）

### 二. 努力課題

#### 2 教育内容・方法・成果

##### （4）成果

- 1) 法学研究科および専門職大学院以外の研究科（修士課程および博士後期課程）において、学位論文審査基準が明文化されていないので、『履修要綱』などに明記するよう、改善が望まれる。

大学全体	2014年1月10日（金）開催の学術院長会において、学位授与の論文審査にあたり、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準（学位論文審査基準）を研究科ごとに定め、あらかじめ学生に明示する旨の申し合せを行った。各研究科の状況は以下のとおりである。
政治学研究科	論文審査の要点を明文化し伝達するよう努める。 修士論文については、「修士論文評価要領」において修士論文評価の実施要領および評価ガイドラインを明文化している。今後は研究科要項への記載を引き続き検討していく。博士学位申請論文については、これまで運用してきた博士学位申請論文実質要件をベースに2014年度春学期の政治学研究科運営委員会にてあらためて「博士学位申請論文審査基準」を検討、決議した。2015年度研究科要項にて掲載し、在学生に周知している。
経済学研究科	論文審査の要点を明文化し伝達するよう努める。 修士論文については、「修士論文評価要領」において修士論文評価の実施要領および評価ガイドラインを明文化している。また、その一部を学生向けに公開している。 博士学位論文については、審査基準および審査報告書の様式統一などについて検討する。
文学研究科	学位論文審査基準について、博士に関しては2015年度研究科要項から明示した。なお、修士に関しては、すでに審査時に用いている基準を、論文審査の要点として2017年度研究科要項に明文化し伝達するように努める。

公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2017年3月時点）

商学研究科	博士学位に関しては、「博士学位申請論文審査に関する内規」において学位審査基準を明確にしていたが、2014年9月に「商学研究科における博士学位申請論文審査基準について」を作成し一層の明確化を計った。修士論文の審査基準に関しては、カリキュラム委員会での検討を踏まえ、2016年9月に商学専攻会議にてその基準を決定した。
基幹理工学研究科	本研究科の各専攻での博士学位論文審査基準は、各専攻の内規によりその審査基準に則して審査が行われている。しかし、広く公開されているわけではなく、その基準及び過程について、2015年度から公開することを決定した。
創造理工学研究科	本研究科の各専攻はいずれも実学を対象としており、同じ専攻であっても対象の研究分野はきわめて広い。そのため、本研究科の各専攻での博士学位論文の審査基準は明文化されており、ホームページ上で公開されている。修士論文については専攻ごとに審査基準を定めているが、研究科としてこれをひとつにまとめて公開することまではしていない。
先進理工学研究科	先進理工学研究科の各専攻での学位論文審査基準は明文化されており、ホームページで公開している。修士学位論文審査基準に関してはまだ広くは公開されていないので、履修要綱等に明記するよう改善を図る。
教育学研究科	修士・博士の学位審査の要件と論文提出までの概要については、『教育学研究科要項』およびホームページに記載している。また、博士学位については「博士論文審査基準」もホームページに掲載しており、2015年度より入学ガイダンスでも説明を行っている。
人間科学研究科	具体的な修士及び博士学位論文審査基準は2014年度末には整備、明文化され、研究科担当教員に周知されている。2017年度研究科要項にも明記して学生に対して直接知らせるとともに、研究指導の担当教員を通じて学生に周知、指導を開始する。

## 公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2017年3月時点）

社会科学研究科	<p>本研究科では、2014年4月に下記に示した博士学位論文審査基準を策定し、これをもって教員による論文作成指導、ならびに博士学位論文審査・判定における指標としている。また学生に対しては、研究科要項や新入生オリエンテーションの場などにおいて下記審査基準の明示・説明を行っている</p> <p>【社会科学研究科博士学位論文審査基準】</p> <p>① 論文のテーマ設定の妥当性と重要性、②テーマに応じた論文の構成の妥当性、③先行研究のサーベイをふまえた専門分野における貢献度、④着眼点、方法、内容、結論等におけるアイディア、独創性、⑤データや資料に裏付けられた実証性、⑥論旨展開における論証力、説得力、⑦引用の仕方、注の付け方、資料の利用の仕方、文献リストの作り方、専門用語や概念の使い方における、正確さ、妥当性、充分性、⑧社会科学研究科の独自性から要請される学際性、実践性、⑨卓越性（論文全体特に優れている）。</p> <p>なお、すでに実施されている博士学位論文審査基準に準じて、修士学位論文審査基準を検討し作成する予定である。</p>
スポーツ科学研究科	<p>修士課程（2年制・1年制）においては、主査と副査による研究指導を前提とした学位論文の提出を義務づけ、公開による口頭審査会での合格と、その後の修正論文の提出というプロセスを義務化している。博士後期課程においては、日本学術会議協力学術研究団体の発行する査読付き学術雑誌に原著論文が1編以上掲載、もしくは掲載可の状態にあるかどうかを予備審査で確認し、この条件を満たしている場合に限り、審査用の学位論文の提出を許可している。加えて、主査、副査2名以上による論文本体の審査並びに公開による口頭審査会での合格を博士学位取得の条件としている。上記の情報は研究科要項にて公開している。</p>

公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2017年3月時点）

アジア太平洋研究科	博士後期課程の学位論文審査基準については既に研究科運営委員会で承認し、「博士後期課程における論文指導・論文提出要件・審査に関する内規」を変更、ウェブサイトで学生に対し公開（日英両語）している。2015年度より『研究科要項』に明記している。修士課程の学位論文審査基準についても研究科運営委員会で審議し、ウェブサイトにより学生に公開（日英両語）している。また、2015年度より『研究科要項』に明記している。
国際情報通信研究科	修士課程、博士後期課程とも審査基準に関する内規、判定方法を明確に定めているが、学生募集停止に伴って履修要綱等の新規作成の予定はないため、対象学生に対しては口頭等で指導教員より事前に通知し齟齬がないように努める。
日本語教育研究科	本研究科では、修士論文、博士論文について、論文および口頭試問を通じて、日本語教育学に関わる「(1) 独創性」「(2) 実証性」「(3) 論理性」「(4) 構成」「(5) 形式」という5つの観点から総合的に審査を行っている。この観点および審査の体制、プロセスについては、研究科ホームページや要項等を通じて周知の機会を設定している。また、博士学位については、学位論文審査基準、指導体制などに関する説明会を複数回実施し、周知を確実なものとした。

## 公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2017年3月時点）

情報生産システム研究科	<p>現在、内規となっている修士学位論文審査基準および博士後期論文審査基準の項目を、2017年度から『研究科要項』に記載することとしたい。具体的には、修士学位論文審査基準については、コースごとの修得単位数に加えて論文審査方法を明記する。すなわち、①中間発表と最終発表の実施方法と審査基準、②研究期間中に査読がある国際会議で発表、あるいは査読がある学術論文を受理された学生は中間発表が免除されること、③研究の進捗が著しく悪い場合は、指導教員の提案により分野会議での審議結果次第で中間発表ができない場合があること、④中間発表ができないかった学生は最終発表もできないこと、などである。</p> <p>博士課程論文審査基準については、課程内と課程外のそれぞれについて、学位請求の申し出と取り扱い、分野会議での受理の要件の判断を明記する。すなわち課程内の場合は、①最低2件の査読付きの学術論文が、権威ある学会により発表されていること、②3名以上の適切な論文審査員が審査にあたっていること、③提出された論文概要が博士学位論文にふさわしい内容になっていること、などを厳密に確認することを明記する。一方、課程外の場合は、①上記の他に資格検定科目や同検定審査員による厳密な審査を実施すること、②分野会議を経て分野主任会議によって検討される原案の審査項目、③研究科運営委員会での学位論文受理に関わる審査項目とその審査基準、④受理された論文の審査と資格検定に関わる論文説明会や公聴会の実施方法と審査項目、⑤論文審査報告書や資格検定結果を審査員が作成し、博士論文審査委員会で合否判定する基準、などを明記する。</p>
環境・エネルギー研究科	2014年6月16日の環境・エネルギー研究科運営委員会において学位論文審査基準を定め、直後にホームページ上で公開している。

## 公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2017年3月時点）

### 二. 努力課題

#### 2 教育内容・方法・成果

##### （4）成果

- 2) 博士後期課程において、標準修業年限内に学位を取得できず、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し「課程博士」として学位を授与することを規定していることは適切でない。課程博士の取り扱いを見直すとともに、課程制大学院制度の趣旨に留意して修業年限内の学位授与を促進するよう、改善が望まれる。

大学全体

本学としても、本件については認識しており、博士課程の修業年限の在り方や各研究科の課程における指導方法、博士課程を修了した者の進路指導を含め、検討を行っていきたい。

## 公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2017年3月時点）

### 二. 努力課題

#### 3 学生の受け入れ

- 1) 学生の受け入れ方針について、創造理工学部、先進理工学部、社会科学部、経済学研究科、法学研究科、文学研究科、商学研究科、創造理工学研究科、先進理工学研究科、日本語教育研究科、情報生産システム研究科および環境・エネルギー研究科では、求める学生像としての具体性に欠けるため、改善が望まれる。

創造理工学部	今後、各学科が求める具体的な学生像を学部に設置している広報委員会で集約し、外部に対して周知を図る。
先進理工学部	アドミッション・ポリシーを検討することで、今後、求める学生像の具体化を図りたい。
社会科学部	本学部では、2007年より「多種多様な学生を受け入れる」という方針を表明しており、これ以降、この方針に基づいた学生の受け入れを行ってきた。本学部教育の特徴を、「学際性」「臨床性」「国際性」という3つの柱として掲げており、豊かな人間力（自己内で対話する力、他者との共感的理解、多様性や新しい考えに開かれた態度、自立的活動力）、確かな学力（広く深い社会への知的な関心・想像力・探究心、論理的思考力、それらを支える確かな言語・数量・情報の知識と技能）、および実践力（困難な課題に立ち向かいやり遂げる力、自己管理、自己修正する力、チームワークを高める力）において傑出した個人の資質、優れた活動実績のある人を幅広く日本国内および世界より求めることを求める学生像として具体的に想定し、さらに受け入れの方針の具体化の議論を重ねている。
経済学研究科	従来からの求める学生像や人材育成目標などを再点検し、今後改善を行う所存である。 本研究科では2013年度以降、研究者養成と高度専門職業人育成の2つの柱を教育目標としてカリキュラム改革・入試改革を進めている。求める学生像については、2014年度に「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」を学則別表に定めた。

## 公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2017年3月時点）

法学研究科	<p>本研究科は、ホームページ等を通じて公開している「入学者受入方針」によって、以下のように、学生の目標や志の観点から、詳細な説明をしている。『学問の独立』の教育理念のもとで、一定の高い基礎学力を持ち、かつ知的好奇心が旺盛で、本学の理念である進取の精神に富む、勉学意欲の高い学生を、わが国をはじめ世界から多数迎え入れる。本研究科は、高度な法学研究能力を有するとともに、「リーガル・マインド」を有し、その研究成果を建設的に、かつ、緻密な論理をもって発信できる人材を育成することを目標に、学部卒業後に自らが専攻する法領域において研究者を目指す者、社会人であって特定の法領域についての専門性を高めたいとする者、法曹資格またはこれに準ずる能力を有する者であって研究能力を高めたいとする者、日本において高度な法学教育を受けることを希望する外国人留学生など、バックグラウンドを多様とする有為な人材が多数存在するとの認識に立ち、その多様性に対応し、かつ、前記目標を達成するための適切な入学者選抜制度を構築し、運用する。研究者養成を使命の一つとする以上、一定水準の学識・能力を有することが選抜に際して問われるのは当然であるが、自らの潜在的能力を最大限に高める意欲と努力を惜しまない者の受入れが望ましい。」要するに、修士論文ないし博士論文を書き、法律学の研究能力を示し研究の過程で得た新たな知見を発信するという目標に向かって真摯に努力しようとする者であれば、多様なバックグラウンド、価値観を持つ学生を受け入れると明言しているのであり、これこそが本研究科の求める学生像である。そのうえで、無条件にというわけにはいかず入学時の学力による選抜を行うことに触れ、その選抜方法については、別途過去問題を公開するなど詳細な情報を公開している。</p> <p>法学系の大学院教育が、国策によって、法曹実務家要請を目的とする法科大学院と研究者養成を目的とする大学院に分離せしめられ、とりわけ私立大学では、両者の峻別を厳しく要請されてきた経緯を踏まえると、法学研究科は、研究者養成目的に特化せざるを得ない現状にあり、そのような学生像の説明としては上記で十分であると考える。もっとも、法曹養成に対する國の方針は揺らぎつつあるようにもみえ、一方で、国際化の進展等の事情を考えると、私立大学でも法科大学院との一定の連携のもとで、法学研究科が担当する学生像そのものの拡大を図っていくことが求められる可能性もあり、求める学生像の多様化が生じた場合には、改めて適切な説明の検討を要するものと考える。</p>
文学研究科	2016年度から以下のように入学者受入方針の見直しを行い、新しい3つの方針を研究科要項、ホームページに掲載。

公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2017年3月時点）

	<p>入学者受入方針 (Admission Policy)</p> <p>本研究科では、「学問の独立」の教育理念のもと、一定の高い基礎学力を持ち、かつ知的好奇心が旺盛で、進取の精神に富む、勉学意欲の高い学生を、わが国をはじめ世界から多数迎え入れる。</p> <p>修士課程においては、将来、専門的職業を担いうような知性と教養を身につけており、人文系研究をなすに相応しい日本語能力を有し、2年間の修業年限で一定の水準を超える修士論文をまとめることが期待される学生を迎える。</p> <p>博士後期課程においては、3年間で特に学術上の価値を有する博士学位論文をまとめることが期待される学生を迎える。</p>
--	---

公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2017年3月時点）

商学研究科	<p>本研究科では、2013年度より学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を以下のように変更した。</p> <p>「本専攻では、高い基礎学力を備えかつ知的好奇心が旺盛で、本学の理念である進取の精神に富む、勉学意欲の高い学生を、わが国をはじめ世界各国から多数迎え入れている。修士課程入学者については、商学分野に関する学部卒業程度の基礎知識を有しているとともに修士論文作成に関する問題意識、研究に真摯に取り組む姿勢も求められる。</p> <p>博士後期課程入学者については、商学分野に関する専門的知識を有することはもとより、自立した研究者として研究を遂行しうるだけの研究方法、研究に関する基本的意識・態度が形成されていることが求められる。</p> <p>また、伝統的な大学院の特徴を生かすべく、本学商学部からの入学者受け入れを拡充すべく、修士課程早期修了制度や、商学研究科設置科目の先取り履修などの諸制度を充実させている。さらに入試の回数の複数化、修士課程への本学他学部からの推薦入学制度を実施しており、基礎学力と思考力を兼ね備えた学生を広く学内外から受け入れている。」</p>
創造理工学研究科	今後、各専攻が求める具体的な学生像を学部に設置している広報委員会で集約し、外部に対して周知を図る。
先進理工学研究科	アドミッション・ポリシーを検討することで、今後、求める学生像の具体化を図りたい。

公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2017年3月時点）

日本語教育研究科	<p>今回の指摘を踏まえ、下記の通り、学位授与方針を見直した。</p> <p>早稲田大学では、『学問の独立』の教育理念のもとで、一定の高い基礎学力を持ち、かつ知的好奇心が旺盛で、本学の理念である進取の精神に富む、勉学意欲の高い学生を、わが国をはじめ世界から多数迎え入れる。</p> <p>国内外における日本語教育の需要の増大と多様化の時代にあって、日本語教育は大きな転換期を迎える。こうした変化に対応可能な、かつ高度な知識と実践力のある日本語教育専門家が強く求められている。このような社会的ニーズに応えるべく、本研究科では、日本語教育の現職経験者、多様な社会経験を有する者など、日本語教育に強い関心と意欲を持つ者を積極的に受け入れている。すなわち、修士課程においては、日本国内受験の一般入試に加え、渡日を要さずとも受験できる海外入試、さらに学内選抜入試、海外指定校制度など多様な入学制度を設けている。博士後期課程においても、日本国内受験の一般入試に加え、渡日を要さずとも受験できる海外入試を設けている。本研究科では、修士課程・博士後期課程ともセメスターごとに入学者選抜を行い、世界各国・各地域の留学生、現職の日本語教師、社会人など、それぞれ異なる背景を持った様々な人たちを広く迎え、日本語教育学の専門家を養成している。</p>
情報生産システム研究科	<p>本研究科のアドミッション・ポリシーの部分に下記のような記述を入れることをもって改善を図りたい。</p> <p>大学院情報生産システム研究科では、特に、アジアの科学技術創造に向けた諸問題を解決すべく、アジア太平洋地域との共生の精神を持ち、グローバルかつローカルに学際的な研究を推進できる専門家、研究者の育成を目指している。『ものづくり』、『情報』そして『集積システム』に関わる技術に強い関心を持ち、既存の学問の分野や領域にとらわれず、異なる言語や文化を乗り越えた工学の発展に貢献したいと考える学生を世界中から受け入れる。</p>

公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2017年3月時点）

環境・エネルギー研究科	本研究科における求める学生像は当然ながら明確化されていたものの、明文化が不充分であったため、環境・エネルギー研究科要綱2014年度版より明記することとした。
-------------	--

## 公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2017年3月時点）

### 二. 努力課題

#### 3 学生の受け入れ

2) 収容定員に対する在籍学生数比率について、政治経済学部が 1.26、同政治学科、同経済学科および同国際政治経済学科がそれぞれ 1.28、1.26、1.25、法学部が 1.27、文学部が 1.26、商学部が 1.28、スポーツ科学部が 1.20、情報生産システム研究科博士後期課程が 2.28 と高く、経済学研究科博士後期課程が 0.23、基幹理工学研究科博士後期課程が 0.31 と低いので、改善が望まれる。

大学全体	<p>入学定員に対する入学者数比率および収容定員に対する在籍学生数比率については、1.00 に近づけるようにしたい。収容定員に対する在籍学生比率は標準修業年限以内で卒業できない学生（以下、「延長生」と言う）が比率を上げる要因になっている。本学では、卒業（修了）判定を厳格に行い、学位の質保証に努めていることから、延長生となる学生がいる。しかし、延長生の中には修学上の問題を抱えている学生もいるが、本学では教務主任合同会で対応の検討を行っている。一方で、延長生の中には、留学等の積極的な活動を理由に延長生になった学生や卒業要件を満たしているものの就職活動や当該学生の学習活動の事情により自発的に延長生となった学生も含まれている。</p> <p>また、比率が低い研究科（博士後期課程）においても、学生募集に注力した結果改善が見られている。</p>
政治経済学部	<p>収容学生が多くなっている主な理由は、海外留学する学生が多いこと、また原則 30 名以上のクラスは厳格な相対評価割合をもとに成績評価を行っていることによると考えられる。なお、成績評価に関してホームページや学生へのガイダンス等で公開し公平・公正に評価を行っている。このため、留学先の単位認定制度をさらに促進させ、認定申請者数を増加につなげた（2012 年度：86 名→2016 年度：132 名）。また年々増加する申請者数に対応するため、その運用方法の体系化を進めている。また、学業学習支援体制を充実させる一貫として、2014 年度に改定した新カリキュラムでは、TA を活用した少人数制セッションにより学生の理解度の向上に努めている。これらの施策により、継続して適切な収容学生数を維持するように今後も務める。なお、2016 年 5 月 1 日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は 1.19 であり、2014 年時点の 1.22 から改善している。</p>

公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2017年3月時点）

法学部	延長生が在籍者数を押し上げているが、法学部の卒業必要単位数が136単位であり他学部より多いこと、また法律学の特殊性からか入学後に法律学に対する苦手意識を強く持つ学生が一定数存在することなどが延長生となる原因と思われる。2014年度から法律必修科目に関するティーチング・アシスタントを設置し、法学初修者がつまずくことのないよう学習上の指導を行っている。また一般入学試験において入学者が予想を上回ることがあるが、補欠合格を活用することなどで、より正確な入学者数の予測を行っていく。以上により指摘の点については改善していくたい。
文学部	卒業論文を必修化し、3年秋学期から4年春学期に留学した場合、4年卒業が難しくなることが影響していると考えている。これと別の動きとして学部主催で3年次生対象の就職活動セミナーを行い、卒業を促進させる働きかけも行うなど改善に向けた施策を実施している。
商学部	従来は、補欠合格者の発表は1回で、合格者の入学手続き率が想定より下回る可能性を考慮して合格者数を設定してきたため、結果的に収容定員に対する在籍学生数比率が高まっていたが、2013年度以降の一般入学試験より、補欠合格者の発表を2回に分けて実施することで、合格者の入学手続き率をより高い精度で補正することができるようになった。このため、今後の収容定員に対する在籍学生数比率は、適正値になっていくと想定している。なお、2016年5月1日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は、1.18となっている。
スポーツ科学部	例年、入学試験の合格者を、過去の事例を参考しながら、入学辞退者を予測して多めに設定しているが、この予測が実際のものとずれる場合、入学者が定員を上回る場合がある。この事態が許容範囲で最小限度となるように設定をし、この設定は本学部開設以来誤ったことはないが、定員を上回る入学者に過年度生や再入学者が加わり、同数字となっていた。この点については総合的な視野に立った改善を行っており、2016年5月1日現在の収容定員に対する在籍者数比率は、1.16となっている。

公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2017年3月時点）

経済学研究科	課題として認識し、慎重に再考する。 2013年度より5年一貫博士プログラムを開始し、修士課程から博士後期課程までの一貫したコースワーク・研究指導体制を構築している。初年度のプログラム参加者は10名であり、これにより、これまで低かった博士後期課程進学率も2014年度以降は増加が見込まれる。また、2014年度に学内進学者向け推薦入学試験の基準見直しを行ったことにより、内部進学者の増加も期待される。
基幹理工学研究科	博士後期課程への進学者数を増加させるための検討は、本研究科の自己点検・入試教育検討委員会で継続的に行われている。学部から大学院までの一貫教育、副専攻制度の導入や基幹共通科目の設置に代表される学部基礎教育の整理統合、学部長賞の新設による成績優秀学生の奨励、国際コースの更なる拡充と定員増加などが実施されており、博士後期課程への進学者が増加することが期待されている。
情報生産システム研究科	収容定員に対する在籍学生数比率は、博士後期課程では、2015年5月1日時点で1.13(収容定員60名に対し在籍学生68名)、2016年5月1日時点で0.95(収容定員60名に対し57名)と減少しつつあり、鋭意改善を進めている。